

## 参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和5年1月23日

支出負担行為担当官

気象庁総務部長 石谷 俊史

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

### 1 当該招請の主旨

本業務については、海洋気象観測船「凌風丸」及び「啓風丸」に搭載している電気伝導度塩分計を購入するものであるが、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な電気伝導度塩分計の内部構造、動作原理及びデータ処理に係るソフトウェア等の詳細を熟知している法人等との契約手続きに移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

### 2 業務概要

- (1) 業務名 電気伝導度塩分計の購入
- (2) 業務内容 電気伝導度塩分計を購入する。
- (3) 履行期限 令和5年3月29日（水）

### 3 業務目的

電気伝導度塩分計は、海洋気象観測船「凌風丸」及び「啓風丸」で行う海洋観測において、電気伝導度水温水深計及び多筒採水器により採水した海水試料の塩分を、その電気伝導度比から1万分の2の精度で測定できる装置である。本件は、両船に搭載している電気伝導度塩分計を購入することを目的とする。

### 4 応募要件

#### (1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 令和4・5・6年度国土交通省（全省庁統一資格）「物品の販売」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- ③ 気象庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該条件が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

電気伝導度塩分計は、電氣的に極めて精密な機器であり、その機能及び測定精度保証するため、測定原理及び構造を熟知し、精度を維持するための調整技術を有していること。

(3) 設備・システムに関する要件

電気伝導度塩分計の性能・機能仕様を理解し、電気伝導度塩分計を支障なく運用するための動作確認ができる設備・システムを有すること。

(4) 守秘性に関する要件

①発注者から提供された資料は、検査職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は本作業終了後直ちに返却しなければならない。

②発注者の許可を受けた場合を除き、本業務によって得られた成果物を他に流用してはならない。

(5) 業務執行体制に関する要件

電気伝導度塩分計はギルドライン社(加)製であり、海洋気象観測業務に使用するため、高い信頼性を担保する必要がある。このため、同社との技術的連携体制を明示できること。

(6) 業務実績に関する要件

電気伝導度塩分計に故障が生じた場合、迅速に修理の手配を行った実績を有すること。

## 5 手続等

(1) 担当部局

〒105-8431

東京都港区虎ノ門3-6-9

気象庁総務部総務課調達管理室第一契約係 門田 元

電話 03-6758-3900 (内線 2516)

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和5年1月23日(月)から令和5年2月13日(月)まで (1)に同じ

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和5年2月14日(火) 17時まで (1)に同じ。

持参、郵送(書留郵便に限る又は電送(事前に(1)へ連絡を入れること)すること。

## 6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

(3) 一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合、その旨後日通知する。

(4) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の販売」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有していない場合も5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合で該当入札の競争参加資格確認申請を行う場合には当該資格を有していなければならない。

(5) 詳細は説明書による。